

危険ドラッグ



危険ドラッグとは、**毒物**です。内容物は化学合成された、他の薬物と同等の物質などで作成され、人体に悪影響を起こします。一度の使用で死に至る事がある大変危険なドラッグです。

植物片(ハーブ系) お香



液体(リキッド系) アロマ



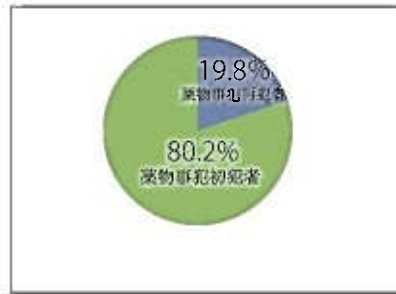
粉末(パウダー系) バスソルト



植物片



薬物事犯の初犯 8割が危険ドラッグ



ラッシュ(ニトライト系)



平成26年上半年(薬物銃器対策課資料)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）

平成26年4月1日より中枢神経系への作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのある物を「指定薬物」として指定する。その後、規制の見直しにより、2014年12月17日、薬事法の一部改正（危険ドラッグ禁止法）が施行されました（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項）。指定薬物は、製造、輸入、所持、使用等が禁止されている。（罰則：3年以下の懲役または300万円以下の罰金。薬としての場合は5年以下の懲役または500万円以下の罰金）。



危険ドラッグ

- お香 - (粉碎葉)

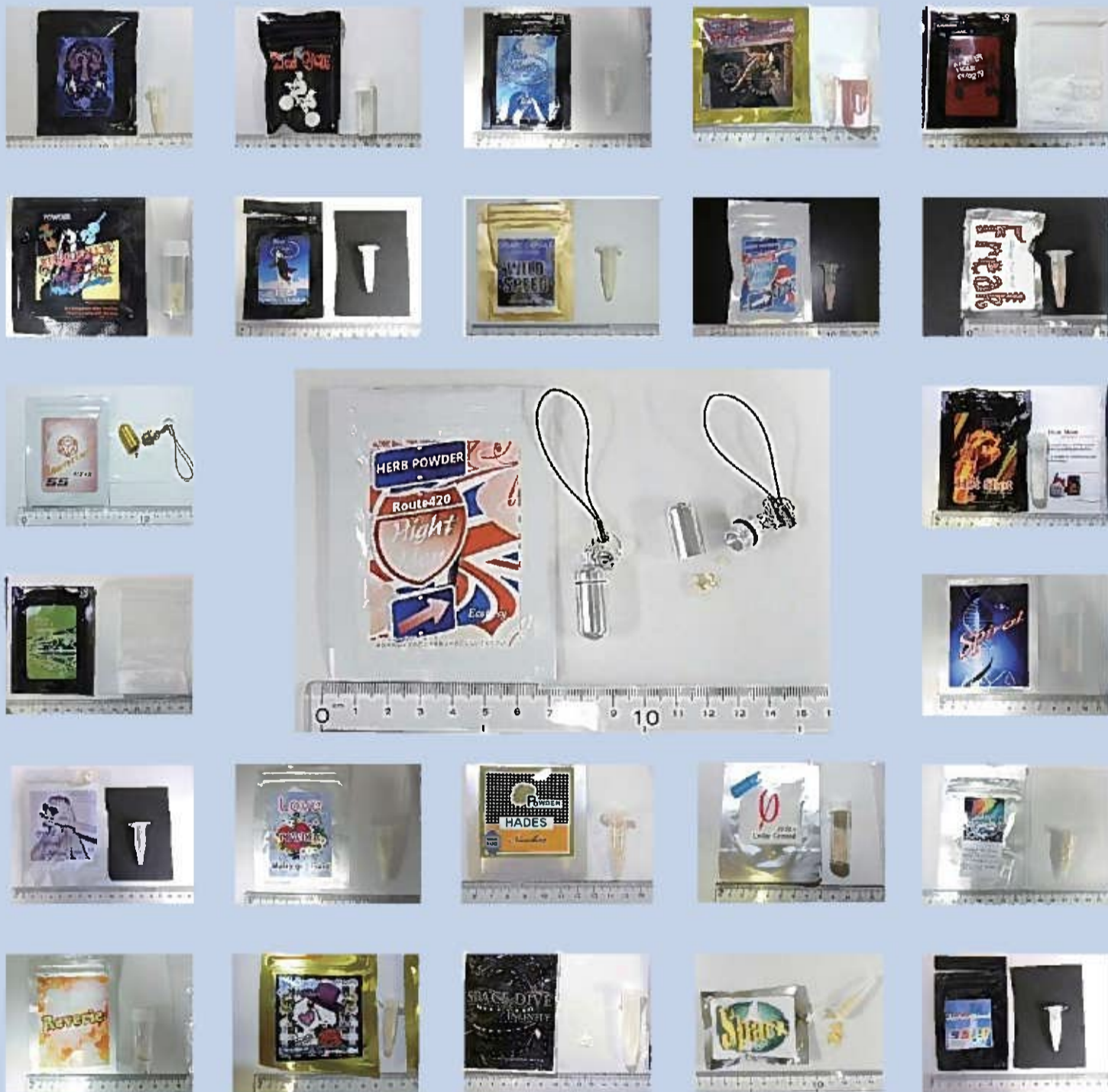


・医薬品医療機器等法（旧薬事法）

平成26年4月1日より指定薬物の所持、使用、購入、譲り受けが新たに禁止されます。
違反した場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこれらが併科されます。

危険ドラッグ

- バスソルト - (粉末、パウダー)

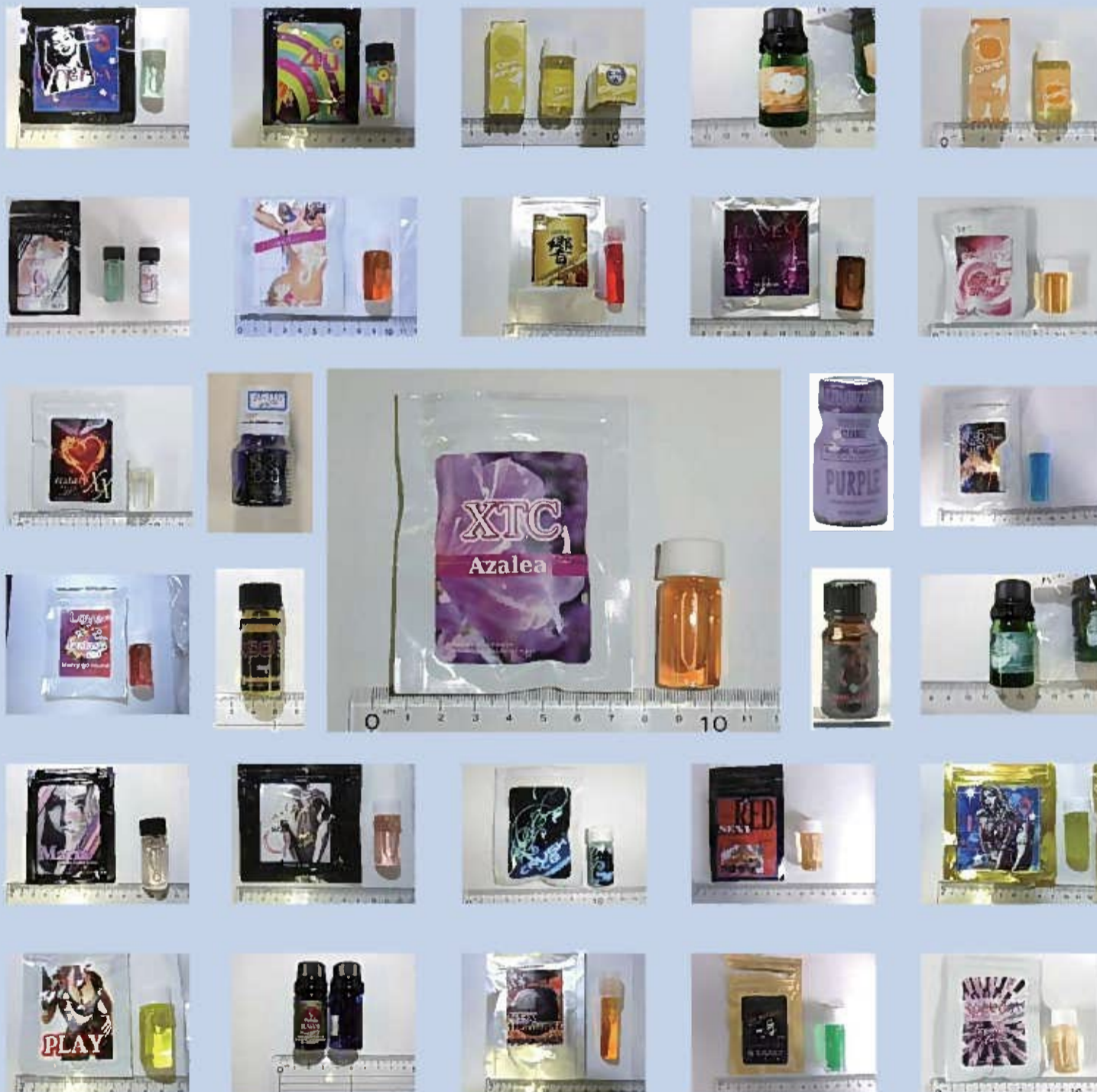


・医薬品医療機器等法 (旧薬事法)

平成26年4月1日より指定薬物の所持、使用、購入、譲り受けが新たに禁止されます。
違反した場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこれらが併科されます。

危険ドラッグ

- アロマ - (液体・リキッド)



・医薬品医療機器等法 (旧薬事法)

平成26年4月1日より指定薬物の所持、使用、購入、譲り受けが新たに禁止されます。
違反した場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこれらが併科されます。